

第 1 令和 6 年度公共用水域水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、県内の公共用水域の水質等の測定について必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点

(1) 水質

ア 琵琶湖

表 1 および図 1 に掲げる地点とする。(北湖 31 地点、南湖 20 地点)

イ 河川

表 2 および図 2 に掲げる地点とする。(27 河川)

(2) 底質

琵琶湖今津沖中央および唐崎沖中央とする。

3 測定項目

(1) 水質

ア 一般項目

気温、水温、流量(河川)、透明度(湖沼)、透視度(河川)

イ 生活環境の保全に関する環境基準項目(以下、「生活環境項目」という。)

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」(以下「告示 59 号」という。)別表 2 に掲げられた次の 11 項目

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、全窒素(T-N)、全りん(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

ウ 人の健康の保護に関する環境基準項目(以下、「健康項目」という。)

告示 59 号別表 1 に掲げられた次の 27 項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素($\text{NO}_3\text{-N}$ 及び $\text{NO}_2\text{-N}$)、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合にのみ測定することとする。

エ 要監視項目

(ア) 人の健康の保護に関する項目

平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号の環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断され、令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号の環境省水・大気環境局

長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」に掲げられた項目のうち、次の 27 項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)

(イ) 水生生物の保全に関する項目

平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号の環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」および平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号の環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、有用な水生生物及びその餌生物ならびにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された次の 6 項目

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

オ その他の項目

アンモニウム態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)、有機態窒素 (org-N)、溶解性オルトリン酸態りん、溶性珪酸、クロロフィル、フェオ色素、塩化物イオン、溶存態化学的酸素要求量 (D-COD)、溶存態全有機炭素 (D-TOC)、懸濁態全有機炭素 (P-TOC)、全有機炭素 (TOC)、底層 DO、鉄、溶存態鉄、溶存態マンガン、植物プランクトン

(2) 底質

強熱減量、硫化物、COD、T-N、T-P

4 測定方法

表 3 に掲げる方法とする。

5 各測定地点における測定頻度等

(1) 水質および植物プランクトン

ア 琵琶湖

表 4 のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) とする。

水深別水質測定については表 6 のとおりとする。

イ 河川

表 5 のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) とし、採水位置は流心とする。

(2) 底質

1 回/年

6 採水時期

(1) 琵琶湖

風や雨等天候の影響のない日におこなうものとする。

(2) 河川

数日間晴天が続き、水量が安定している日におこなうものとする。

7 実施機関

表4、5、6のとおりとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

8 健康項目が環境基準を超過した場合等の対応

健康項目が環境基準を超えた場合あるいは超えるおそれがある場合には、関係者に速やかに通知するとともに、原因を究明するための調査を実施するものとする。

《参考》

生活環境項目に関する環境基準を表7に、健康項目に関する環境基準を表8に、要監視項目に関する指針値を表9に示す。

表 1 琵琶湖の測定地点

水 域 名	類型指定年月日、類型 および基準値の達成期間 ¹⁾	地点統一 番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関	備 考		
琵琶湖(1) 〔琵琶湖大橋 より北側〕	S47.4.6 湖沼AA イ S60.4.20 湖沼Ⅱ ニ (環境省告示14 ²⁾)	501-01	今 津 沖	35° 23′ 58″	136° 02′ 30″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-02	長 浜 沖	35° 22′ 17″	136° 15′ 22″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-03	北 小 松 沖	35° 15′ 20″	135° 59′ 02″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-04	愛 知 川 沖	35° 13′ 14″	136° 06′ 15″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-51	知 内 川 沖	35° 26′ 42″	136° 03′ 50″	水資源機構			
		501-52	知内川沖中央	35° 26′ 26″	136° 06′ 50″	水資源機構			
		501-53	早 崎 港 沖	35° 26′ 11″	136° 09′ 51″	水資源機構			
		501-54	今 津 沖 中 央	35° 23′ 41″	136° 07′ 57″	滋 賀 県	NP環境基準点		
		501-55	姉 川 沖	35° 23′ 01″	136° 12′ 17″	水資源機構			
		琵琶湖北湖 〔琵琶湖大橋 より北側に 限る。た だし、琵琶 湖北湖(1) から(3) までに係る 部分を 除く。〕	H21.11.30 湖沼生物A イ (環境省告示14 ²⁾)	501-56	外ヶ浜沖	35° 21′ 15″	136° 04′ 27″	水資源機構	
				501-57	外ヶ浜沖中央	35° 20′ 34″	136° 09′ 47″	滋 賀 県	
				501-58	天 野 川 沖	35° 19′ 48″	136° 15′ 41″	水資源機構	
				501-59	安 曇 川 沖	35° 19′ 02″	136° 04′ 58″	水資源機構	
				501-60	安曇川沖中央	35° 17′ 41″	136° 09′ 15″	滋 賀 県	NP環境基準点
				501-61	彦 根 港 沖	35° 17′ 06″	136° 14′ 08″	水資源機構	
501-62	大 溝 沖			35° 17′ 11″	136° 01′ 30″	水資源機構			
琵琶湖北湖(イ)	R3.12.28 湖沼生物3 (環境省告示14 ²⁾)	501-63	大 溝 沖 中 央	35° 15′ 28″	136° 04′ 53″	国土交通省			
		501-64	石 寺 沖	35° 14′ 32″	136° 09′ 36″	国土交通省			
		501-65	北小松沖中央	35° 14′ 07″	136° 02′ 26″	国土交通省			
		501-66	南 比 良 沖	35° 12′ 42″	135° 56′ 47″	国土交通省			
		501-67	南比良沖中央	35° 11′ 39″	135° 59′ 39″	滋 賀 県	NP環境基準点		
		琵琶湖北湖(ロ)	R3.12.28 湖沼生物2 (環境省告示14 ²⁾)	501-68	長 命 寺 沖	35° 10′ 40″	136° 03′ 07″	国土交通省	
				501-69	蓬 萊 沖	35° 10′ 28″	135° 55′ 36″	国土交通省	
		琵琶湖北湖(ハ)	R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾) ※測定地点設定の考え方等 については、国において 検討中	501-70	蓬 萊 沖 中 央	35° 10′ 06″	135° 58′ 30″	国土交通省	
				501-71	日 野 川 沖	35° 09′ 24″	136° 01′ 38″	水資源機構	
				501-72	丹 出 川 沖	35° 08′ 45″	135° 56′ 03″	国土交通省	
				501-73	丹出川沖中央	35° 08′ 20″	135° 56′ 53″	国土交通省	
				501-74	吉 川 港 沖	35° 07′ 58″	135° 58′ 11″	国土交通省	
		琵琶湖北湖(1)	H21.11.30 湖沼生物特B イ (環境省告示14 ²⁾)	501-75	岩 熊 地 先	35° 30′ 39″	136° 09′ 48″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
		琵琶湖北湖(2)		501-76	延勝寺地先	35° 25′ 49″	136° 11′ 14″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
		琵琶湖北湖(3)		501-77	針 江 地 先	35° 22′ 22″	136° 03′ 06″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点
琵琶湖(2) 〔琵琶湖大橋 より南側〕	S47.4.6 湖沼AA ハ S60.4.20 湖沼Ⅱ ニ (環境省告示14 ²⁾)	502-01	堅 田 沖 中 央	35° 06′ 40″	135° 55′ 56″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-02	浜 大 津 沖	35° 00′ 38″	135° 52′ 30″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-03	唐 崎 沖 中 央	35° 02′ 40″	135° 53′ 36″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ^{3) 4)}		
		502-05	新 杉 江 港 沖	35° 04′ 60″	135° 56′ 12″	滋 賀 県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-51	堅 田 沖	35° 06′ 24″	135° 55′ 21″	国土交通省			
		502-52	木 ノ 浜 沖	35° 06′ 19″	135° 56′ 12″	国土交通省			
		502-53	雄 琴 沖	35° 05′ 09″	135° 54′ 02″	国土交通省			
		琵琶湖南湖 〔琵琶湖大橋 より南側に 限る。た だし、琵琶 湖南湖(1) に係る部分 を除く。〕	H21.11.30 湖沼生物B イ (環境省告示14 ²⁾)	502-54	雄 琴 沖 中 央	35° 04′ 55″	135° 55′ 09″	国土交通省	
				502-55	大 宮 川 沖	35° 04′ 12″	135° 53′ 32″	国土交通省	
				502-56	大宮川沖中央	35° 03′ 58″	135° 54′ 14″	国土交通省	
				502-57	志 那 沖	35° 03′ 40″	135° 54′ 57″	水資源機構	
				502-58	唐 崎 沖	35° 03′ 01″	135° 52′ 38″	国土交通省	
				502-59	伊 佐 ヲ 川 沖	35° 02′ 30″	135° 54′ 26″	水資源機構	
				502-60	柳ヶ崎沖	35° 01′ 40″	135° 52′ 18″	国土交通省	
		琵琶湖南湖	R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾) ※測定地点設定の考え方等 については、国において 検討中	502-61	柳ヶ崎沖中央	35° 01′ 36″	135° 53′ 27″	国土交通省	
502-62	山 田 港 沖			35° 01′ 28″	135° 54′ 38″	水資源機構			
502-63	三 保 ヲ 崎 沖			35° 01′ 04″	135° 51′ 57″	国土交通省			
502-64	栗 津 沖 中 央			34° 59′ 04″	135° 54′ 15″	国土交通省			
502-65	浜大津沖中央			35° 00′ 47″	135° 53′ 27″	国土交通省			
琵琶湖南湖(1)	H21.11.30 湖沼生物特B イ (環境省告示14 ²⁾)	502-66	新 浜 地 先	35° 00′ 08″	135° 54′ 35″	滋 賀 県	水生生物保全環境基準点		

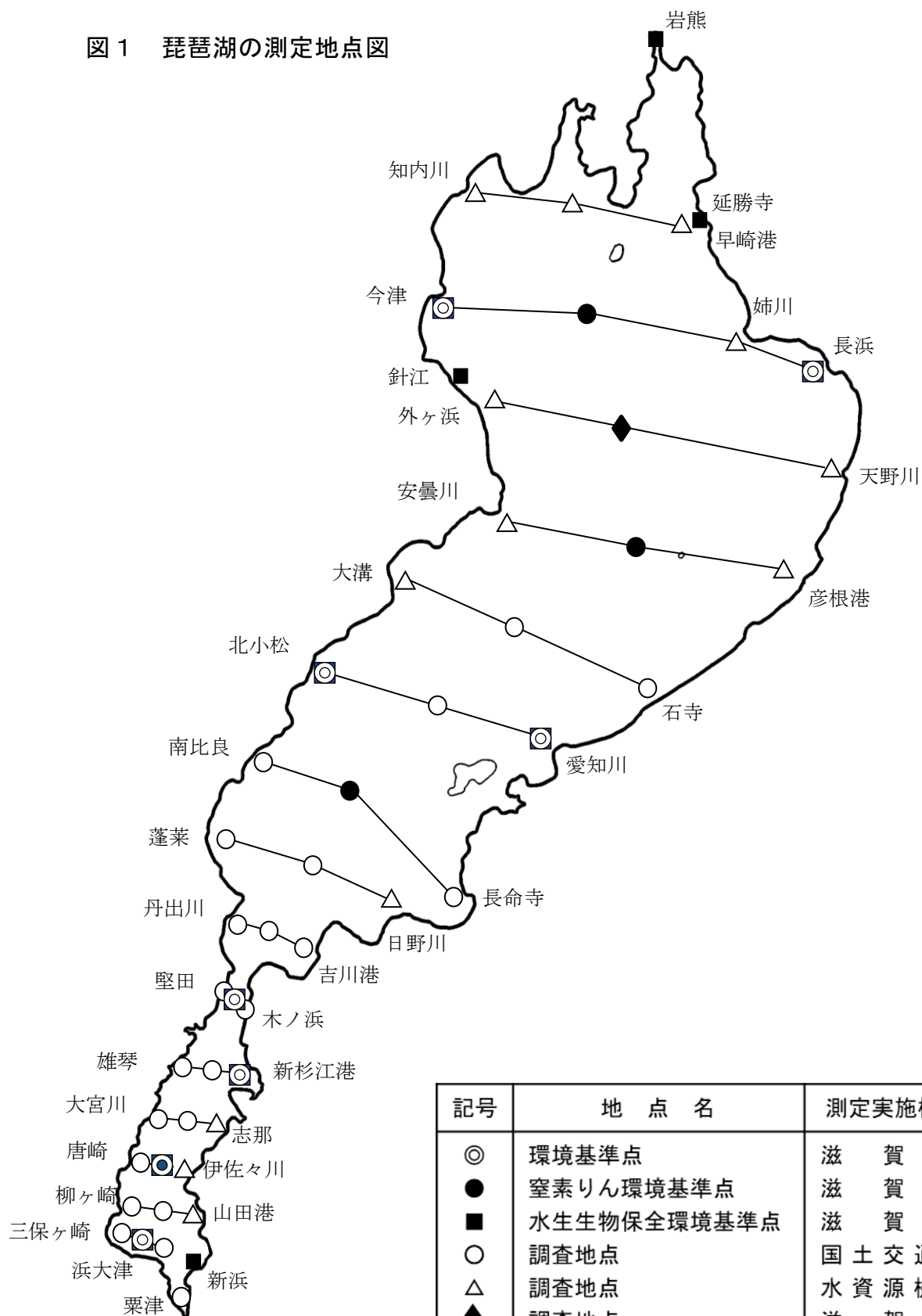
1) 類型および基準値は、16～18 頁表 7 (1) 参照。

達成期間は、イ：直ちに達成する。ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成する。ニ：段階的に暫定目標と達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。を示す。

2) 環境省告示 14：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 14 号

3) 水生生物保全環境基準点を兼ねる。 4) NP 環境基準点を兼ねる。

図1 琵琶湖の測定地点図



記号	地 点 名	測定実施機関
◎	環境基準点	滋 賀 県
●	窒素りん環境基準点	滋 賀 県
■	水生生物保全環境基準点	滋 賀 県
○	調査地点	国 土 交 通 省
△	調査地点	水 資 源 機 構
◆	調査地点	滋 賀 県

表 2 河川の測定地点

	水域名	類型指定年月日	類型および 基準値の 達成期間 ¹⁾	地点統一 番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関
環境 ・ 基 準 設 定 河 川	瀬田川全域	S47. 4. 6 ²⁾ H21. 11. 30 ²⁾	Aイ 生物Bイ	1-1 1-51	唐橋流心 洗堰下	34° 58' 20" 34° 56' 20"	135° 54' 22" 135° 54' 38"	滋 賀 県 国 土 交 通 省
	天神川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aハ	2-1	県道高島大津線との交叉地点	35° 06' 42"	135° 54' 38"	大 津 市
	大宮川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aハ	3-1	大津市道幹2119号線との交叉地点	35° 04' 02"	135° 53' 07"	大 津 市
	柳川全域	S49. 4. 1 ³⁾	A Aハ	4-1	新柳川橋	35° 01' 51"	135° 52' 00"	大 津 市
	吾妻川全域	S49. 4. 1 ³⁾	A Aハ	5-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 22"	135° 52' 18"	大 津 市
	相模川全域	S49. 4. 1 ³⁾	A Aハ	6-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 16"	135° 53' 24"	大 津 市
	十禅寺川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aハ	7-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 00' 12"	135° 55' 26"	滋 賀 県
	葉山川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aハ	8-1	北大萱橋	35° 02' 35"	135° 56' 32"	滋 賀 県
	守山川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aハ	9-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 04' 25"	135° 57' 41"	滋 賀 県
	大戸川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aイ	10-1 10-2	大鳥居発電所放流口より下流20mの地点 稲津橋	34° 57' 02" 34° 56' 33"	135° 59' 01" 135° 55' 07"	大 津 市 大 津 市
	信楽川全域	S49. 4. 1 ³⁾	Aイ	11-1 11-2	加河川との合流地点 瀬田川との合流点より上流50mの地点	34° 54' 05" 34° 54' 45"	135° 57' 05" 135° 54' 51"	大 津 市 大 津 市
	姉川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	A Aイ	12-1	美浜橋	35° 23' 43"	136° 13' 27"	滋 賀 県
	田川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	A Aハ	13-1	河口部上流300m地点	35° 24' 21"	136° 13' 00"	滋 賀 県
	天野川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	A Aハ	14-1	朝妻橋	35° 19' 49"	136° 16' 22"	滋 賀 県
	犬上川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	A Aロ	15-1	犬上川橋	35° 15' 50"	136° 13' 11"	滋 賀 県
	宇曾川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	Bイ	16-1	唐崎橋	35° 14' 34"	136° 12' 18"	滋 賀 県
	愛知川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	A Aイ	17-1	栗見橋	35° 12' 43"	136° 08' 07"	滋 賀 県
	日野川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	Aイ	18-1	野村橋	35° 07' 54"	136° 01' 50"	滋 賀 県
	家棟川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	Bハ	19-1	野田橋	35° 07' 33"	136° 01' 15"	滋 賀 県
	野洲川本流全域	S50. 4. 14 ⁴⁾	Aイ	20-1 20-2	服部大橋 横田橋	35° 06' 07" 34° 59' 06"	135° 59' 29" 136° 07' 06"	国 土 交 通 省 滋 賀 県
	大浦川全域	S51. 5. 19 ⁵⁾	Aイ	21-1	大浦川橋上流300m地点	35° 29' 25"	136° 07' 08"	滋 賀 県
	知内川全域	S51. 5. 19 ⁵⁾	A Aイ	22-1	大川橋	35° 27' 09"	136° 03' 31"	滋 賀 県
	石田川全域	S51. 5. 19 ⁵⁾	A Aイ	23-1	浜分橋	35° 24' 35"	136° 02' 28"	滋 賀 県
	安曇川全域	S51. 5. 19 ⁵⁾	A Aイ	24-1	常安橋	35° 20' 44"	136° 01' 28"	滋 賀 県
	和邇川全域	S51. 5. 19 ⁵⁾	Aイ	25-1	和邇川下橋	35° 09' 23"	135° 55' 48"	大 津 市
	白鳥川			205-1	高坐橋から下流 1 本目の農橋	35° 08' 19"	136° 04' 11"	滋 賀 県
	長命寺川			206-1	白王橋	35° 09' 54"	136° 05' 51"	滋 賀 県

1) 類型および基準値は、19～20 頁表 7 (2) 参照。

達成期間は、イ：直ちに達成する。ロ：5 年以内で可及的速やかに達成する。ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成する。 を示す。

2) 平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 14 号 3) 昭和 49 年 4 月 1 日滋賀県告示第 136 号

4) 昭和 50 年 4 月 14 日滋賀県告示第 169 号 5) 昭和 51 年 5 月 19 日滋賀県告示第 376 号

図2 河川の測定地点図

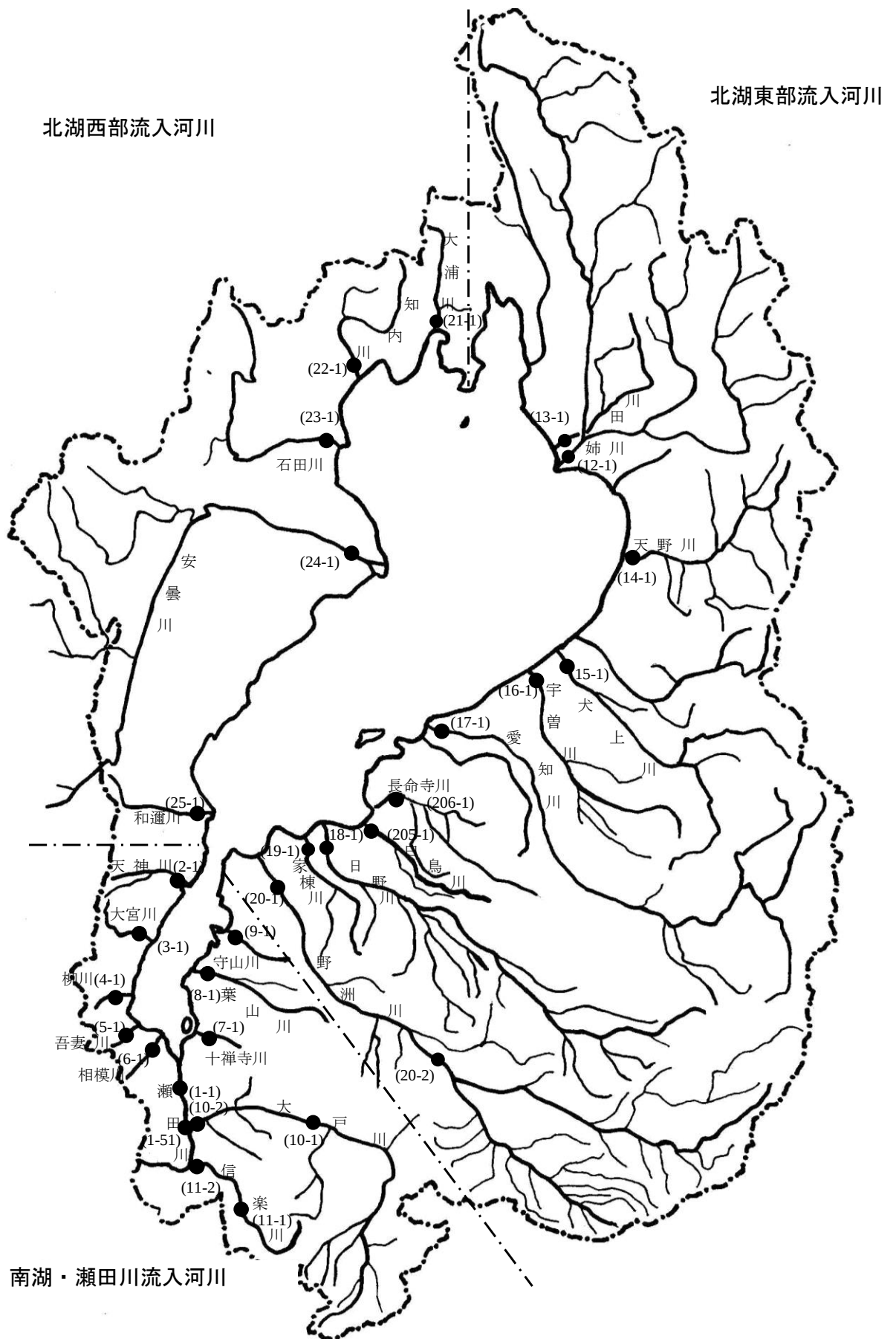


表 3 測定方法

項目		測定方法		報告下限値
一般項目	気温	上水試験方法 - 2011	Ⅱ - 3 1	—
	水温	上水試験方法 - 2011	Ⅱ - 3 1	—
	流量	JIS K0094	8.4	—
	透明度	セッキ円板法		—
	透視度	透視度計		—
生活環境項目	S S	告示59号 ¹⁾	付表 9	1 mg/L
	p H	JIS K0102	12.1	—
	D O	同	32	0.5 mg/L
	B O D	同	21	0.5 mg/L
	C O D	同	17	0.5 mg/L
	大腸菌数	令和3年度水・大気環境局長通知 ²⁾ 付表		1 CFU/100mL
	全窒素	JIS K0102	45.4、45.6（規格45の備考3を除く。）	0.05 mg/L
	全りん	同	46.3.1、46.3.4（規格46の備考9を除く。）	0.003 mg/L
	全亜鉛	同	53	0.001 mg/L
	ノニルフェノール	告示59号 ¹⁾	付表11	0.00006 mg/L
健康項目	L A S	告示59号 ¹⁾	付表12	0.0006 mg/L
	カドミウム	JIS K0102	55.2、55.3、55.4	0.0003 mg/L
	全シアン	JIS K0102	38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。） 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5	0.1 mg/L
		又は告示59号 ¹⁾	付表 1	
	鉛	JIS K0102	54	0.005 mg/L
	六価クロム	同	65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）※ ¹	0.01 mg/L
	砒素	同	61.2、61.3、61.4	0.005 mg/L
	総水銀	告示59号 ¹⁾	付表 2	0.0005 mg/L
	アルキル水銀	告示59号 ¹⁾	付表 3	0.0005 mg/L
	P C B	告示59号 ¹⁾	付表 4	0.0005 mg/L
	ジクロロメタン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.002 mg/L
	四塩化炭素	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	同	5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	0.0004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン（DCE）	同	5.1、5.2、5.3.2	0.002 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同	同	0.002 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン（MC）	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.1 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	同	同	0.0006 mg/L
	トリクロロエチレン（TCE）	同	同	0.001 mg/L
	テトラクロロエチレン（PCE）	同	同	0.001 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	同	5.1、5.2、5.3.1	0.0002 mg/L
	チウラム	告示59号 ¹⁾	付表 5	0.0006 mg/L
	シマジン	同	付表 6 の第 1 又は第 2	0.0003 mg/L
	チオベンカルブ	同	同	0.002 mg/L
	ベンゼン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.001 mg/L
	セレン	JIS K0102	67.2、67.3、67.4	0.002 mg/L
	硝酸態窒素	同	43.2.3、43.2.6	0.01 mg/L
	亜硝酸態窒素	同	43.1.1、43.1.3	0.001 mg/L
	ふっ素	JIS K0102	34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4※ ² 又は34.1.1c)※ ³ ※ ⁴ 及び告示59号 ¹⁾ 付表 7	0.08 mg/L
	ほう素	JIS K0102	47.1、47.3、47.4	0.1 mg/L
	1,4-ジオキサン	告示59号 ¹⁾	付表 8	0.005 mg/L

- 1) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」(R3.10.7 一部改正)
- 2) 令和 3 年 10 月 7 日付け環水大水発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」
- 3) 平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- 4) 平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
- 5) 令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
- 6) 平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- 7) 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- 8) 琵琶湖における植物プランクトン優占種の経年変化と水質 (1999) 用水と廃水 vol. 41, No. 7, 582 - 591

- ※1 規格 65.2.1 に定める方法による場合にあっては、原則として光路長 50mm の吸収セルを用い、規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) にあっては、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。
- ※2 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
- ※3 JIS K 0102 34.1.1c) の注 (2) 第三文及び JIS K0102 34 の備考 1 を除く。
- ※4 懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。

表 4-1 公共用水域水質測定計画総括表（琵琶湖）

[illegible]

※表中の数値は年間の測定回数を示す。

注1) アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定する。

注2) 調査地点区分は、『○』環境基準点、『●』窒素・りん環境基準点、『■』水生生物環境基準点、『空欄』一般調査地点を示す。

表 4-2 公共用水域水質測定計画総括表（琵琶湖）

[illegible]

表５－１ 公共用水域水質測定計画総括表（河川）

河川名称	採 水 地 点 数	一 般 項 目				生活環境項目										健 康 項 目																				測定実施 機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		気	水	流	透	p	D	B	C	S	大	全	全	全	水 生 生 物 保 全 関 連	L	カ	全	六	砒	総	ア	P	ジ	四	1 ・ 2 ・ ジ	1 ・ 1 ・ ジ	シ ス ・ 1 ・ 2 ・ ジ	1 ・ 1 ・ 1 ・ 2 ・ ジ	1 ・ 1 ・ 2 ・ トリ	1 ・ 1 ・ 2 ・ トリ	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 3 ・ ジ	チ ウ マ	チ シ マ		チ オ	ベ	セ	N	N	ふ	ほ	1 ・ 4 ・ ジ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

※表中の数値は年間の測定回数を示す。
注1) アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定する。

表 5－2 公共用水域水質測定計画総括表（河川）

河川名称	採 水 地 点 数	要 監 視 項 目																				そ の 他 項 目										測定実施 機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		人の健康の保護関連															水生生物 保全関連																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		ク ロ ム	ト ラ ン ス 、 1、2、 ジ ク ロ ロ ロ エ チ レ ン	パ 、 ジ ク ロ ロ ロ ベ ン ゼ ン	イ ソ キ ア サ チ ノ オ ン	ダ イ ニ ブ ロ チ オ ン	フ エ ソ キ シ タ ロ ニ 銅	オ ロ ビ ザ ル ド	E P ル ス	ジ ク ロ ノ カ ン ボ ス	フ イ エ ロ ベ ト ル ホ エ ン	ク ロ ニ ロ エ シ ン	キ シ エ ル ル	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	ニ ツ ケ ル ン	ア リ ン ブ チ モ マ ン	塩 化 ビ ロ ロ ヒ ド リ ン	エ ピ ク ロ マ ン	全 ウ F O S 及 び P F O A	ウ P F O S 及 び P F O A	ク フ ホ ル ム ア ノ ド ル ン	ホ ル ム ア ノ ド ル ン	4、 、 ジ ク ロ ロ フ エ ノ ル	2、 、 ジ ク ロ ロ フ エ ノ ル	N H 4 態	有 機 酸 態	溶 解 性 オ ル ト リ ン 酸 態	溶 性 オ ル ト リ ン 酸 態	ク ロ ロ オ イ オ	フ ロ オ イ オ	塩 化 物 イ オ		D C O	D C O	P T O	T O C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表 5－3 河川要監視項目ローテーション調査表

						令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
A	天神川	十禅寺川	姉川	愛知川	和邇川					○
B	大宮川	葉山川	田川	日野川	安曇川	○				
C	柳川	守山川	天野川	石田川			○			
D	吾妻川	大戸川	犬上川	家棟川	知内川			○		
E	相模川	信楽川	宇曾川	野洲川	大浦川				○	

注 1) 要監視項目に関して、瀬田川を除く河川については、5年で24地点を一巡するローテーション調査を実施する。
 注 2) 測定地点が2地点ある河川については、下流地点のみを調査することとし、大戸川は10-2、信楽川は11-2、野洲川は20-1とする。

表 6 水深別水質測定計画総括表（琵琶湖）

水域名		水深（m）	気 温	水 温	透 明 度	水 深	p H	D O	B O D	C O D	S S	全 窒 素	全 りん 酸	N 3	N 2	N 4	溶 解 性 オル ト りん 酸 態 りん 酸	溶 性 珪 酸	ク ロ ロ フ イ ル	フ エ オ 色	塩 化 物 イ オン	T O C	鉄	溶 存 態 鉄	全 マン ガン	溶 存 態 マン ガン	測定実施機関	
琵琶湖（北湖）	今津沖中央 （水深約90m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	滋賀県	
		5		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24						
		10		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24						
		15		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24						
		20		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
		30		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24						
		40		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
		60		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
		80		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
		底から1m		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
	安曇川沖中央 （水深約60m）	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	水資源機構
		5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		10		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		15		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		20		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		30		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		40		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		50		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		底から1m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
	南比良沖中央 （水深約60m）	0.5	24	24	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				滋賀県	
		5		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		10		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		15		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		20		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		30		24				24																				
		40		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		50		24				24																				
		底から1m		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
琵琶湖（南湖）	大宮川沖中央 （水深約4m）	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	国土交通省	
		2.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		
		底から1m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		
		底から0.5m		12				12																				
	唐崎沖中央 （水深約4m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24				滋賀県	
		底から0.5m		24				24																				

※表中の数値は年間の測定回数を示す。

注 1）各測定点の水深 0.5m の測定回数は、表 4 に記載されているものを含む。

注 2）上表に関わらず、必要に応じて今津沖中央底層における DO 等について頻度を上げて調査をおこなう。

表 7 生活環境の保全に関する水質環境基準

(1) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下 ※	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第1の2 の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/L以下	15mg/L以下	5 mg/L以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上8.5以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L以上	-	

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
2. 農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
3. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、
大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、
大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
6. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、
発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※琵琶湖においては、備考 4. にもとづき、100CFU/100mL 以下とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				
(注)				

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考					
1. 基準値は、年間平均値とする。					

工

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考			
1. 基準値は、日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型バンドン採水器を用いる。			

(2) 河川

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6. 5以上8. 5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7. 5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下※	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第 1 の 2 の (2) により 水域類型ごとに 指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB 以下の 欄に掲げるもの	6. 5以上8. 5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7. 5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC 以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上8. 5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	1000CFU/ 100mL以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD 以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上8. 5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	-	
D	工業用水 2 級 農業用水及びE の 欄に掲げるもの	6. 0以上8. 5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	-	
E	工業用水 3 級 環境保全	6. 0以上8. 5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L以上	-	
備考							
1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。							
2. 農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。							
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、 大腸菌数100CFU／100mL以下とする。							
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。							
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、 発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。							

※県内の AA 類型の河川においては、備考 3. にもとづき、100CFU/100ml 以下とする。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水 道
 - 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水 産
 - 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用
 - 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水
 - 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考					
1. 基準値は、年間平均値とする。					

表 8 人の健康の保護に関する水質環境基準

項目	基準値	用途等
カドミウム	0.003 mg/L以下	電池, 塩ビ安定剤
全シアン	検出されないこと	有機合成原料, メッキ
鉛	0.01 mg/L以下	蓄電池, 鉛管, ハンダ
六価クロム	0.02 mg/L以下	塗料, 医薬品原料
砒素	0.01 mg/L以下	半導体, 農薬, 顔料
総水銀	0.0005 mg/L以下	電池, 歯科材料
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	熱媒体(製造禁止)
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	金属洗浄剤, 発泡
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	殺虫剤
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	樹脂原料, 溶剤
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	樹脂原料
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤, 合成原料
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	合成原料, 溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	合成原料, 接着剤
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	金属洗浄剤
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃、クリーニング
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	土壌薰蒸剤
チウラム	0.006 mg/L以下	殺虫・消毒剤
シマジン	0.003 mg/L以下	除草剤
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	水田除草剤
ベンゼン	0.01 mg/L以下	合成原料, 溶剤
セレン	0.01 mg/L以下	太陽電池, 感光体
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	肥料, 火薬製造
ふっ素	0.8 mg/L以下	虫歯予防, 酸洗浄
ほう素	1 mg/L以下	ガラス, 医薬品
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	洗浄剤等

備考

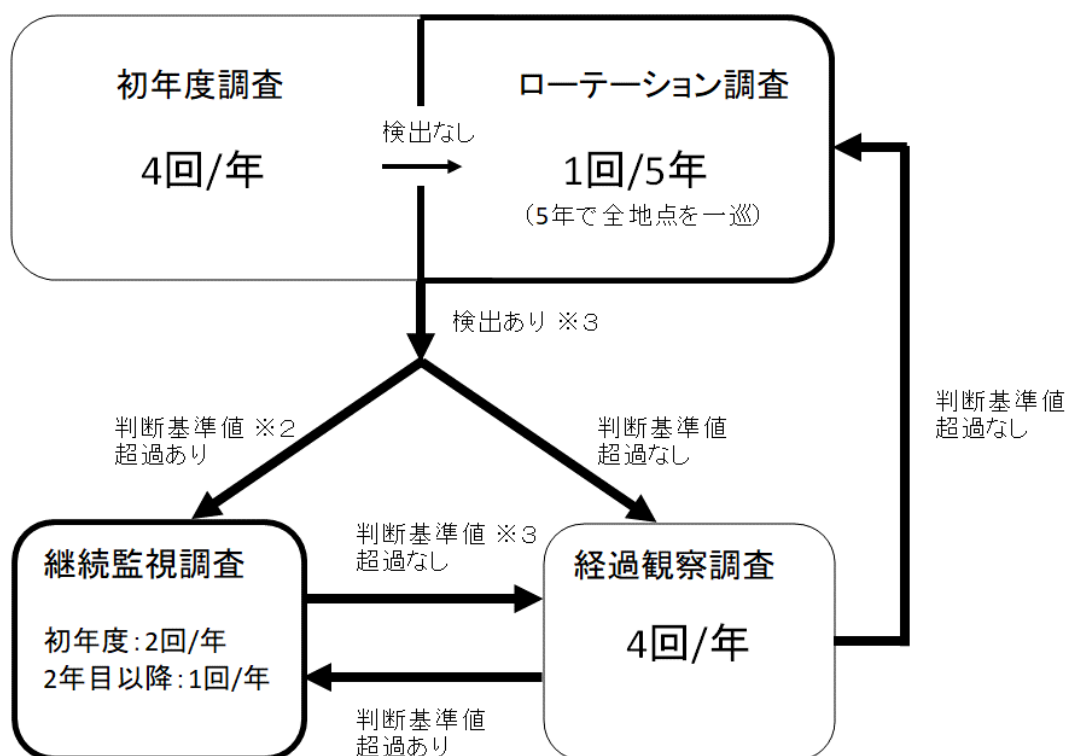
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. ほう素、ふっ素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、平成11年2月22日環境庁告示第14号、16号により追加。
4. 1,4-ジオキサンは、平成21年11月30日環境省告示第78号により追加。

表 9 要監視項目に係る指針値（湖沼および河川）

項目		指針値	用途等
人の健康の保護関連	クロロホルム	0.06 mg/L以下	溶剤等
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤、香料、有機合成等
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	殺線虫剤、溶剤等
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	染料中間物、殺虫剤等
	イソキサチオン	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ダイアジノン	0.005 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	オキシ銅	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロロタロニル	0.05 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	プロピザミド	0.008 mg/L以下	農薬（除草剤）
	E P N	0.006 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ジクロロボス	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロルニトロフェン	—	農薬（除草剤）
	トルエン	0.6 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	キシレン	0.4 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	プラスチック可塑剤
	ニッケル	—	金属（合金成分等）
	モリブデン	0.07 mg/L以下	金属（合金成分、触媒等）
	アンチモン	0.02 mg/L以下	金属（合金成分、難燃剤）
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	ポリ塩化ビニル等
	エポクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	エポキシ樹脂等
	全マンガン	0.2 mg/L以下	ステンレス等の添加剤等
	ウラン	0.002 mg/L以下	主に原子核燃料
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下 (暫定、PFOS及びPFOAの合計値)	消火剤、表面処理等
水生生物保全関連	クロロホルム	生物A 0.7 mg/L以下 生物B 3 mg/L以下 生物特B 3 mg/L以下	溶剤等
	フェノール	生物A 0.05 mg/L以下 生物B 0.08 mg/L以下 生物特B 0.01 mg/L以下	消毒剤、染料中間体等
	ホルムアルデヒド	生物A 1 mg/L以下 生物B 1 mg/L以下 生物特B 1 mg/L以下	樹脂原料、防腐剤等
	4-tert-オクチルフェノール	生物A 0.001 mg/L以下 生物B 0.004 mg/L以下 生物特B 0.003 mg/L以下	樹脂原料、界面活性材原料
	アニリン	生物A 0.02 mg/L以下 生物B 0.02 mg/L以下 生物特B 0.02 mg/L以下	染料、医薬品等の合成原料
	2,4-ジクロロフェノール	生物A 0.03 mg/L以下 生物B 0.03 mg/L以下 生物特B 0.02 mg/L以下	殺虫剤、除草剤等の原料

※ 水生生物に係る類型については、16～20 頁表 7 を参照。

参考 1 各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー ※ 1



※ 1 その他知見や過去の調査結果等により、指針値を超過するおそれがないと判断する項目については、本フローによらず、調査頻度を決定する場合がある。

※ 2 判断基準値は、指針値の 7/10 とする。
ただし、ニッケルについては指針値が定められていないため、水道水の水質管理目標値 0.02mg/L を準用し、判断基準値を 0.014mg/L とする。

※ 3 PFOS 及び PFOA については、ローテーション調査の結果、判断基準値以下で検出された場合は経過観察調査に移行せず、引き続きローテーション調査を実施する。また、継続監視調査の結果、判断基準値以下で検出された場合も経過観察調査に移行せず、ローテーション調査に移行する。